

○内閣府令第
厚生労働省号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十八条第三号の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十二年九月 日

内閣総理大臣 菅 直人

厚生労働大臣 細川 律夫

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（平成二十一年内閣府令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一百五十二条の二十六の次に一条を加える改正規定のうち第一百五十二条の二十七に係る部分を次のように改める。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第一百五十二条の二十七 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するため用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

2 前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第百六十六条の三第二項に

規定する特定関係法人をいう。以下この項において同じ。）の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人（同令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。）を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号

三 当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する呼称

四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二号に規定する信用格付業者から入手する方法

五 信用格付の前提、意義及び限界

附則に次の一条を加える。

（禁止行為に関する経過措置）

第四条 平成二十二年十二月三十一日までの間における改正後の労働金庫法施行規則第百五十二条の二十七

第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げるものとすることができます。

一 改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付（改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この項において同じ。）を付与した者が信用格付業（改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する呼称

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を信用格付を付与した者及びその関係法人（金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十八号）第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。）のうち一若しくは二以上のものから入手する方法

四 信用格付の前提、意義及び限界

附
則

この命令は、公布の日から施行する。